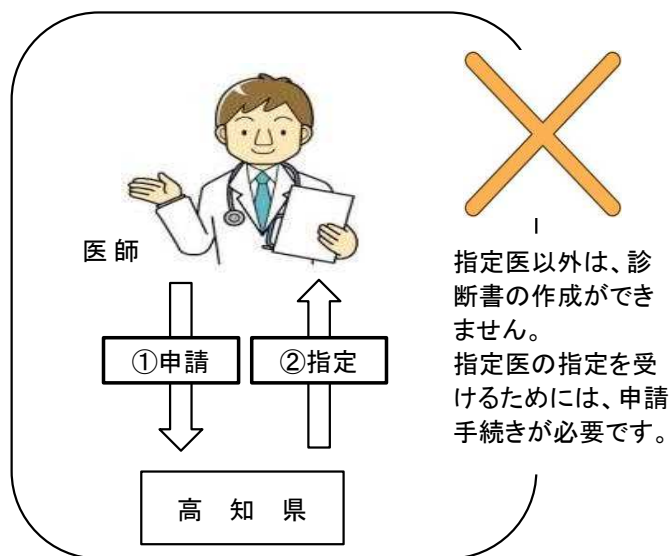


難病に関する医療費助成制度における 「指定医」の指定申請手続きについて

- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月1日に施行され、難病に関する新たな医療費助成制度が実施されています。
- 平成27年1月1日以降の新制度では、都道府県知事の指定を受けた指定医に限り、難病の患者に対する医療費助成の申請に必要な診断書（臨床調査個人票）を作成することができます。指定医の指定を受けるためには、申請手続きが必要です。
- 指定医には、①難病指定医（新規申請及び更新申請に必要な診断書が作成できる指定医）と②協力難病指定医（更新申請に必要な診断書が作成できる指定医）の2種類があります。



指定医の申請手続き

「特定医療費 指定医指定申請書」に必要事項を記載のうえ、次の書類を添付して提出してください。

①医師免許証の写し

②（別紙）経歴書

《難病指定医の申請をする場合》

専門医（4ページ～参照）の資格を証明する書面又は都道府県が実施する研修を修了したことを証する書面

《協力難病指定医の申請をする場合》

都道府県が実施する研修を修了したことを証する書面

（高知県が実施する研修については、3ページをご覧ください。）

【提出先及び問い合わせ先】

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県 健康政策部 健康対策課 難病担当あて

TEL 088-823-9678

指定医の役割、要件

指定医 の区分	① 難病指定医	② 協力難病指定医
役割	指定難病患者の支給認定に係る ・ <u>新規申請</u> ・ <u>更新申請</u> に必要な診断書を作成できる	指定難病患者の支給認定に係る ・ <u>更新申請</u> に必要な診断書を作成できる
申請要件	○診断又は治療に5年以上(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修を受けている期間を含む。)従事した経験を有すること ○診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること ○次の(1)又は(2)に該当する者 (1)学会が認定する専門医(4ページ～)の資格を有すること (2)都道府県知事が実施する研修(申請前1年以内のものに限る。)を修了していること	○診断書(更新申請用)を作成するのに必要な知識と技能を有すること ○都道府県が実施する研修(申請前1年以内のものに限る。)を修了していること

(高知県が実施する研修については、3ページをご覧ください。)

留意事項

- 申請は、主として勤務する医療機関の所在する都道府県に行ってください。
- 指定医として指定された場合、高知県から申請者あてに指定通知を送付します。
- 指定を行った指定医を高知県がホームページ等で公表します。
- 指定の有効期間は5年間です。有効期間の更新には更新手続きが必要です。
- 指定医は、氏名、医籍登録番号、主として勤務する医療機関の名称、所在地、その他申請書の記載事項について変更があったときは、変更手続きが必要です。
- 主として勤務する医療機関が、高知県外の医療機関に変更した場合にも変更手続きが必要です。

指定医の研修について

高知県では厚生労働省の「難病指定医向けオンライン研修サービス」を活用して、オンライン研修を実施しています。

指定医の区分	研修内容等
難病指定医	【医療費制度を中心とするわが国の難病対策と指定医の役割】 ①難病の医療費助成制度について ②指定医について ③指定医療機関について ④検査や診断が困難な場合 ⑤指定難病患者データベースについて ⑥その他 【臨床調査個人票記入の留意事項】 【代表的な疾患に係る疾患概要や診断基準、重症度分類、臨床調査個人票、診療ガイドライン等】
協力難病指定医	【医療費制度を中心とするわが国の難病対策と指定医の役割】 ①難病の医療費助成制度について ②指定医について ③指定医療機関について ④検査や診断が困難な場合 ⑤指定難病患者データベースについて ⑥その他 【臨床調査個人票記入の留意事項】

難病指定医オンライン研修の受講について

1. オンライン研修利用申請書をダウンロードし、県健康対策課あてにFAXかメールで送付

【URL】 <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130401/2020020300230.html>

【提出先】 メール: 130401@ken.pref.kochi.lg.jp / FAX: 088-873-9941

2. 県健康対策課から申請者にユーザー登録申請のURLを通知
3. 通知されたURLからユーザー登録申請を行う
4. ユーザー登録完了のメールに記載されているURLにアクセス
5. 登録したIDとパスワードでログインし、受講する講座を選択し、受講開始

難病指定医……「難病指定医オンライン研修」

協力難病指定医…「協力難病指定医オンライン研修」

6. 修了証の印刷

厚生労働大臣が定める学会が認定する専門医の資格

学 会	専門医名称	学 会	専門医名称
日本内科学会	総合内科専門医	日本感染症学会	感染症専門医
日本小児科学会	小児科専門医	日本老年医学会	老年科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医	日本神経学会	神経内科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医	日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本外科学会	外科専門医	日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医	日本呼吸器外科学会	
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本眼科学会	眼科専門医	日本心臓血管外科学会	
日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会	耳鼻咽喉科専門医	日本血管外科学会	
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	日本小児外科学会	小児外科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医	日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医	日本小児神経学会	小児神経専門医
日本病理学会	病理専門医	日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医	日本周産期・新生児医学会	新生児専門医
日本救急医学会	救急科専門医		母体・胎児専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医	日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医	日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医	日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本循環器学会	循環器専門医	日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医	日本医学放射線学会	
日本血液学会	血液専門医	日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科・泌尿器科・脳神経外科)専門医	日本手外科学会	手外科専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医	日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医	日本脊椎脊髄病学会	
日本肝臓学会	肝臓専門医	日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医	日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医

厚生労働大臣が定める学会が認定する専門医の資格

学 会	専門医名称
日本専門医機構	内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医
	脳神経外科専門医
	放射線科専門医
	麻酔科専門医
	病理専門医
	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	総合診療専門医